

「学校教育法施行規則の一部を改正する省令案等について」のパブリックコメント

新日本婦人の会中央本部
東京都文京区小石川 5-10-20

「28 時間が限度」（中教審）とした時間数を超えるもので、子どもの成長発達が心配です

今回の省令案は「小学校の教育課程に外国語を加え、各教科等の授業時数を以下のとおり変更する」とあり、小学1年と2年生の授業時数は現行と同じですが、小学3年から6年生は年間35時間も増えていることに大変心配しています。今でさえ、全国一斉学力テストや自治体ごとの学力向上のためのテストの時間がふえ、午前中5時間授業が実施されている学校もあり、子どもたちはストレスから情緒不安定になる事例も生まれています。これ以上の授業時数の増加は、子どもの成長・発達におよぼす影響を考えると、時数増加には反対です。前回2008年の改訂で、中教審は児童の発達段階を考慮して1週間の総授業時数を「28時間が限度」としましたが、今度の改定案では4年生以降は週29時間相当になります。6年間の総授業時間も140時間も増え5785時間。これは学校週5日制が完全実施される2002年以前と同じ水準で、休日や休み時間が減ることなどが予想され、子どもの負担が心配です。

「小学校学習指導要領案について」のパブリックコメント

新日本婦人の会中央本部
東京都文京区小石川 5-10-20

1、新設された「前文」に「我が国と郷土を愛する」態度を強調し、国家や企業の要請に応える「人材」育成に転換することに反対

今回の改定案には、これまでになかった「前文」が小学校、中学校学習指導要領、幼稚園教育要領に設けられました。2006年に「国家・国益のために」180度転換した改悪教育基本法の第1条「教育の目的」、第2条「教育の目標」がそのまま掲載され、学習指導要領案がその全面実施するものとなっていることに強く憤りを感じます。「総則」では小学校・中学校とも「我が国と郷土を愛し」「公共の精神を尊び」「社会及び国家の発展に努め」が記されており、またグローバル人材育成に向けた英語教育の強化で、子どもの人格の完成をめざす教育から、国家や企業の要請の応える「人材育成」に転換したものになっていることから、学習指導要領案に反対します。

1、3・4年「外国語活動」新設、5・6年生「外国語」教科化で時間倍増、子どもも教員も「過重負担」心配

今回の学習指導要領案は、グローバル化や人工知能の発達などへの対応から授業のあり方を見直し、小学5、6年で「外国語」（英語）を教科化し、現行で5、6年でおこなっている「外国語活動」を3、4年生に前倒ししています。しかもその分の授業時数が増えることは、「学校教育法施行規則の一部を改正する省令案」についてのパブコメでも触れたように、子どもたちにさらなる負担を強いることになり、反対です。

現行では「聞くこと」「話すこと」の「外国語活動」を5年生から始めているのを、3年生に早め、5年生からは聞くこと、話すことに、「読むこと」「書くこと」を加え、年間70時間と倍増になります。小学校高学年は、平日6時間の時間割はほぼ埋まっていますので、英語増加分の週1時間は、各学校ごとに捻出することになっていますが、こなしきれないことが予想されます。さらに「外国語」（英語）を教科と位置づけるため成績評価の対象となりますが、子どもの負担・ストレスにつながるのではと、大変危惧します。

しかも日本の教員の「多忙化」が世界的にも顕著であるなか、授業時間数の増加や専門外教科への指導はさらなる多忙化に拍車がかかります。子どもと教員にさらなる負担を強いる学習指導要領案は反対です。

1、教え方や評価の仕方まで細かく押し付ける学習指導要領案は反対です

今回の改定案は教員が「何を教えるか」だけでなく、子どもたちが「どう学ぶか」にまでひろげています。第1章の「総則」で「主体的・対話的で深い学び」の実現を掲げ、「社会に開かれた教育課程」に、授業の改善や学習の過程を重視することを打ち出し、教え方や評価の仕方まで細かく指定しています。しかし学校は抱える問題も、子どもたちの状況も異なります。それぞれの実態にあわせて教える重点を絞り、指導方法も工夫できるよう現場の自主性を尊重すべきです。先生の創意工夫した授業で子どもたちの学ぶ意欲につながっている教育実践は数多くあります。先生が新たな発想や創意工夫ができる時間的余裕と自主性の保障こそ、子どもたちの学びに生かされると思います。

「中学校学習指導要領案について」のパブリックコメント

1、新設された「前文」に「我が国と郷土を愛する」態度を強調し、国家や企業の要請に応える「人材」育成に転換することに反対

今回の改定案には、これまでになかった「前文」が小学校、中学校学習指導要領、幼稚園教育要領に設けられました。2006年に「国家・国益のために」180度転換した改悪教育基本法の第1条「教育の目的」、第2条「教育の目標」がそのまま掲載され、学習指導要領案がその全面实施するものとなっていることに強く憤りを感じます。「総則」では小学校・中学校とも「我が国と郷土を愛し」「公共の精神を尊び」「社会及び国家の発展に努め」が記されており、またグローバル人材育成に向けた英語教育の強化で、子どもの人格の完成をめざす教育から、国家や企業の要請の応える「人材育成」に転換したのになっていることから、学習指導要領案に反対します。

1、「領土」に関する記述が増加、「グローバル化に対応する」人づくりに懸念

今回、小中学校の教科「社会」で竹島、尖閣諸島が「固有の領土」として初めて記述されています。中学「地理」では、「我が国が、固有の領土である竹島や北方領土」「尖閣諸島をめぐる解決すべき領有権の問題は存在しない」と、政府見解のみの記述となっていること、「歴史」では、領土の画定を扱う際に「北方領土に触れるとともに、竹島、尖閣列島の編入についても触れること」と強調し、「公民」では日本が竹島や北方領土について「平和的な手段で解決にむけて努力している」ことを取り上げるよう規定しています。これまでにない「領土」に関する記述に、政府が規定する「愛国心」を刷りこませるのがねらいではないでしょうか。

これは学習指導要領案の「前文」の「公共の精神」や「我が国と郷土を愛する態度」の具体化であり、また教科「社会」の目標に「グローバル化する国際社会に主体的に生きる（中略）公民としての資質・能力」を育成することをめざすとあります。

教育の目的は本来「人格の完成」をめざすものです。それが「国家や企業の要請に応える人材育成」に変わってしまったことに大きな怒りを覚えます。

「幼稚園教育要領案について」のパブリックコメント

1、子どもたちに「国旗」「国歌」に「親しむ」ことを強要しないでほしい

小中学校の学習指導要領案と同様、初めて「前文」が設けられ、教育基本法の1条（教育の目的）と2条（教育の目標）の「公共の精神」や「我が国と郷土を愛する態度」などを明記。幼稚園は「学校教育の始まりとして」、教育の目的及び目標の達成をめざし、「社会に開かれた教育課程の実現」が重要と位置づけ、「総則」で「遊びを通しての指導を中心」として、「ねらい」が「達成されるように」「教育を行わなければならない」としています。新たに「日常生活の中で、我が国や地域社会における様々な文化や伝統に親しむ」との記述が加わり、その具体化として「正月や節句など我が国の伝統的な行事、国歌、唱歌、わらべうたや我が国の伝統的な遊びに親しむ」と記され、「君が代」がわらべうたと同列に「親しむ」ようにすることに、国の意図を感じ非常に不快です。また「幼稚園内外の行事において国旗に親しむ」とあり、「国旗」「国歌」にさまざまな考え・思いを持つ保護者・親がいるなか、十分な判断ができない幼児期の子どもたちに一律に「国旗」「国歌」を「親しむ」ことを強要することは、子どもの権利の視点からも反対です。